

議案第10号

山都町介護保険条例の一部改正について

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月5日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

令和7年度税制改により、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正が行われ、山都町介護保険条例（平成17年山都町条例第101号）を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町介護保険条例の一部を改正する条例

山都町介護保険条例（平成17年山都町条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（令和7年度分の市町村民税非課税の者に係る保険料の特例減免）

- 6 令和7年度において市町村民税が非課税であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち令和7年における所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項に規定する収入金額が55万円以上190万円未満であって令和8年度において市町村民税が非課税であるものについては、法第142条の特別の理由がある者とみなして、令和8年度に限り、第11条の規定を適用し、保険料を減額し、又は免除する。

附則中第7項及び第8項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山都町介護保険条例(平成17年条例第101号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</u></p> <p>6 <u>令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)</u>が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)</u>により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)</u>の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(令和7年度分の市町村民税非課税の者に係る保険料の特例減免)</u></p> <p>6 <u>令和7年度において市町村民税が非課税であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち令和7年における所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項に規定する収入金額が55万円以上190万円未満であって令和8年度において市町村民税が非課税であるものについては、法第142条の特別の理由がある者とみなして、令和8年度に限り、第11条の規定を適用し、保険料を減額し、又は免除する。</u></p>

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

7 前項の場合における第13条第1項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。」とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等)

8 附則第6項の規定により適用する第11条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、同条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 附則第6項第1号に該当する場合 保険料額の全部

(2) 附則第6項第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。)

次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 当該主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収

入等(附則第6項第2号に規定する事業収入等をいう。)に係る前年の所得額

C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

令和8年度介護保険料について

①令和7年度税制改正

- ・給与所得の控除額が最大10万円引き上げられた。
- ・対象者は給与等の収入が55万円以上190万未満の者。
- ・これにより、前年と給与等収入額が同じでも、所得が減少し、R7は課税だったがR8が非課税となる者が発生。

②介護保険料での扱い(介護保険法施行令の一部を改正する政令)

- ・保険料収入の減少とならないよう、R8年度介護保険料に限り、税制改正前の条件で所得を算定する。
- ・収入が変わらない限りR8年度の賦課保険料額はR7年度と同額。

③特例減免(R8.1.9 厚生労働省通知)

- ・R7、R8の両方が住民税非課税の者に関しては、R8年度介護保険料でも非課税とする。

本減免を行うため、山都町介護保険条例の一部を改正する。